

東京都商品等安全対策協議会設置要領

平成 10 年 3 月 2 日 9 生消生生第 419 号
最終改正 平成 22 年 7 月 9 日 22 生文総総第 825 号

(設 置)

第 1 商品の使用又はサービスの利用に伴う危害を防止し、都民の安全な消費生活を確保するため、消費者及び事業者等が商品やサービスの安全について検討を行う東京都商品等安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、商品等の安全に係る都の施策の効率的な推進を図る。

(所掌事項)

第 2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 商品の使用又はサービスの利用に伴う危害の原因、危険の程度の評価に関すること。
- (2) 商品の使用又はサービスの利用に伴う危害の発生を防止するための表示に関すること。
- (3) その他商品の使用又はサービスの利用に伴う危害の防止に関すること。

(協議会の検討事項)

第 3 協議会が検討の対象とする商品又はサービスは、別に生活文化局消費生活部長（以下「部長」という。）が定める。

(構 成)

第 4 協議会は、次に掲げる者のうちから部長が委嘱する委員及び特別委員 15 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者
- (3) 事業者
- (4) その他部長が必要と認める者

(任 期)

第 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別委員の任期は、第 3 により定める事項の検討に必要な期間とする。

(会長の職務等)

第 6 会長は、部長の指名により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名する委員がその職務を代理する。

(招 集)

第 7 協議会は、部長が招集する。

(関係者の意見聴取)

第 8 協議会は、検討に必要なときは、関係者に協議会への出席を求め意見を聞くことができる。

(公 開)

第9 協議会は、原則として公開する。ただし、協議会の決定により非公開とすることができます。

(庶 務)

第10 協議会の庶務は、生活文化局消費生活部生活安全課において処理する。

(その他)

第11 この要領に定めのない事項について必要があるときは、部長が別に定める。

附 則 この要領は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年7月16日から施行する。